

# 平成29年度 鏡野町放課後児童クラブ入所児童の募集について

平成29年度に放課後児童クラブの利用を希望される方は、以下の内容により入所の手続きをお願いします。

## 1. 入所対象児童

町内の小学校に在籍（予定）し、保護者が労働等により昼間家庭にいない1年生から3年生の児童、又は健全育成上保護を要すると町長が認めた児童。

なお、定員に余裕があれば4年生以上の児童も受け入れます。（この場合の受入順は4年生から順次とします。）

※夏休み等限定の短期及び一時的な利用はできませんが、定員に余裕があれば、夏休みは6月から、冬休みは11月から、春休みは2月から申請書の受付を行います。

## 2. 放課後児童クラブ名、実施場所及び定員

放課後児童クラブ名	実施場所	定員
南学区放課後児童クラブ	鏡野町古川50番地	60
香々美学区放課後児童クラブ	鏡野町香々美833番地	10
大野学区放課後児童クラブ	鏡野町円宗寺835番地	25
鶴喜学区放課後児童クラブ	鏡野町下森原405番地	30
奥津学区放課後児童クラブ	鏡野町女原32番地8	15
富学区放課後児童クラブ	富西谷250番地	15

## 3. 入所申込及び決定 提出書類

- ①利用申請書（申請書は、保健福祉課・各放課後児童クラブ・各保育園・幼稚園にあります。）
- ②就労証明書（両親とも必要です）

平成28年12月1日（木）から平成28年12月28日（水）  
鏡野町役場保健福祉課 平日 8時30分～17時15分  
各放課後児童クラブ 平日 15時～18時  
土曜日 7時30分～18時

## 入所の決定

平成29年1月下旬までに郵送で通知します。

## 4. 開所日及び開所時間

曜日	開所時間
平日（月～金曜日）	下校時から午後6時まで
土曜日及び長期休業日	午前7時30分から午後6時まで

## 5. 閉所日

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 12月29日から1月3日までの日
- (3) 8月13日から8月15日までの日
- (4) 台風等により小学校が朝から臨時休校となった場合
- (5) 午前6時30分までに警報が2つ以上発令されている土曜日・夏冬春休みの期間

## 6. 費用

内容	金額	徴収時期等
学童保育料	月額10,000円	毎月ごとに徴収させていただきます。おやつ代・文具費等は利用料に含まれます。※保育料の日割り計算はできません。
学童保険料	年額3,800円	児童クラブ（傷害損害共済制度）（財）児童健全育成推進財団（傷害保険料3,600円）賠償責任保険料200円）年度末に精算請求
その他	実費	遠足等は実費を徴収させていただきます。

預金口座から振替納付も選択できます。

## 7. 利用の制限

- (1) 保護者が家庭で保育ができる状況になった場合
- (2) 伝染病感染症等で小学校に登校できない期間
- (3) 指導員の指導又は管理上の指示に従わない場合
- (4) 正当な理由がなく保育料を滞納した場合
- (5) その他管理運営上支障があると町長が認めるとき

## お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 子育て支援係  
電話(0868)54-2986

## 臨時福祉給付金等の申請はお済みですか

平成28年度臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の申請期限は平成29年2月28日（火）です。期限を過ぎると受付ができないので、まだ申請をされていない方はお急ぎください。

平成28年度臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け給付金申請書は平成28年8月30日以降に、対象になると思われる方に送らせていただいております。

障害・遺族基礎年金受給者向け給付金は平成28年1月1日に鏡野町に住民票があり、平成28年度の町民税が非課税で、課税者の税法上の扶養となっていない方で、障害基礎年金（1級・2級相当の障害をお持ちの方向けの年金）もしくは、遺族基礎年金（亡くなられた方の配偶者で18歳以下の年齢の子を持つ方、もしくは、18歳以下のお子さま向けの年金）を買われている方（高齢者向け給付金を受給された方を除く。）を対象とした給付金となります。

なお、役場から銀行ATMの操作をお願いする様な事は絶対にございませぬ。役場を騙る詐欺などには注意してください。

## お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 福祉係  
電話(0868)54-2986  
FAX(0868)54-2891